日 光 市 景 観 計 画



決 定:平成 20 年(2008 年) 3 月

最終改正:令和 3年(2021年)10月

日 光 市

目 次

序章	
1. 景観法の概要	1
2. 日光市の景観特性	4
第1章 景観計画の区域	
1.景観計画区域	7
2.景観計画重点区域	7
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
1. 景観に対しての基本姿勢	9
2.景観計画区域における景観形成の方針	11
3. 景観計画重点区域における景観形成の方針	13
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限	
1.景観計画区域における行為の制限等	16
2. 景観計画重点区域における行為の制限等	19
第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限	
1.屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	23
2.景観計画重点区域における屋外広告物の表示及び屋外広告物を	
掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	23
第5章 その他の事項の指定の方針等	
1.景観計画区域内における景観重要建造物等の指定の方針等	36
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	36
3. 重要空間の指定の方針	37

日光市景観計画の沿革

平成20年(2008年) 3月:決定

平成26年(2014年) 4月:一部改正

平成28年(2016年) 4月:一部改正

令和 2年(2020年) 4月:一部改正

令和 3年(2021年)10月:一部改正

序章

1. 景観法の概要

(1) 景観法制定の背景

近年、社会経済が成熟するにつれて、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質を高めていくことにとどまらず、さらに個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められるようになってきました。そうした景観に対する関心の高まりから、全国各地で景観に関する自主条例が制定されるなど、良好な景観の形成に向けた取組みが進められてきました。

しかし、地方公共団体による景観条例の制定が進む一方で、基本理念など国民共通の 規範がないこと、また、条例を支える法律の根拠がないことから、規制手法として強制 力のない「届出勧告制」にとどまっており、法律の根拠を持たないことへの限界も指摘 されるようになりました。

国では、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換することを表明し、その中で「景観に関する基本法制の制定」 を具体的な施策として掲げていたところです。

さらに、「観光立国行動計画」を策定し、地域の個性を磨き、発揮する「一地域一観光」 を推進するための重要な手段として、「景観に関する基本法制の整備」が位置づけられ、 これらのことを背景として、平成16年6月に景観法が制定されました。

(2) 景観法の内容

景観法は、良好な景観を国民共通の資産と認識し、地域の自然、歴史、文化等と生活、 経済活動等との調和により形成するものとしており、内容は大まかに、景観に関する基本法的な部分と良好な景観形成のための具体的な規制や支援を定める部分に分けること ができます。

基本法的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにしています。

具体的な規制などに関する部分では、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業等の支援などについて定めています。

《基本理念》

- ・良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に 不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民 がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- ・良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、 その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ・良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

《責務》

【国】

- ・良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します
- ・普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます

【 地方公共団体 】

・良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、 実施します

【事業者】

・事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます

【住民】

・自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます

景観行政団体※による景観計画の作成

〇住民やNPOによる提案が可能(土地所有者等 の3分の2以上の同意が必要)

※景観行政団体になるには

景観重要公共施設

・対象となる公共施設

る公園事業に係る施設等

⇒政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります

その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観 行政団体となることができます

上記以外の地域は都道府県が景観行政団体になります

景観計画区域(都市計画区域外でも指定可能)

- ○建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆ るやかな規制誘導を行います
- ○建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能です(命令違反した場合は代執行、罰則で担保)
- 〇「景観上重要な公共施設」の整備が可能になります
- 〇「電線共同溝法」の特例が適用されます
- ○景観重要建造物・樹木の指定や景観協定の締結が可能になります

景観協定

住民合意 (全員同意) によるきめ細や かな景観に関するルールづくりを行い ます

景観重要公共施設の管理者は、景観計

画に基づいて公共施設の整備を行いま

道路、河川、都市公園、自然公園法によ

・協定事項(例)建築物や工作物のデザイン・色彩、規模 用途に関する事項等

景観地区(都市計画区域)又は準景観地区

- ○都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な 景観の形成を図る地区について指定します
- ○建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制です
- ○廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行 為規制も条例に定めることにより可能となります

景観重要建造物・景観重要樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を 指定して積極的に保全します

・現状変更について許可が必要

ソフト面の支援

景観協議会

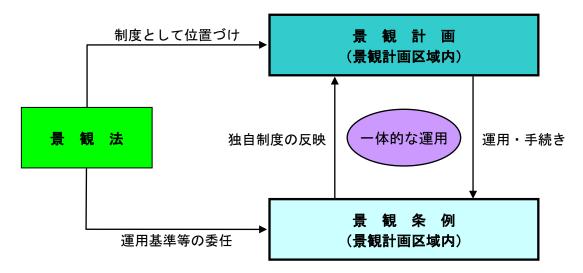
- ・行政、住民、公共施設管理者などが 協議を行い、景観に関するルールづ くりをします
- ・協議が整った事項には尊重義務が発 生します

景観整備機構

- ・NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定 することができます
- ・景観に関する住民の取り組みの支援や景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得 を行います

(4) 景観法における景観計画の運用

景観計画の運用に当たっては、「策定の手続き」や「行為の届出」など、条例と一体となって運用することにより、日光市独自の景観施策が可能となります。



規制緩和の活用(斜線制限の適用除外等)

外広告物法との連携

屋

2. 日光市の景観特性

日光市の景観を地形構造により大きく分類すると、日光連山や高原山系及び足尾山地を基本とする「山地区域」と、大谷川の扇状地として広がる今市扇状地を基本とする「平地区域」の2つに分類されます。

さらに細やかに、これらの区域を土地利用などによる景観特性で分類すると以下のと おり分類されます。

(1) 山地区域

① 緑のゾーン

このゾーンは、大部分が日光国立公園や尾瀬国立公園などの自然公園に指定されており、白根山や男体山などの2000mを超える雄大な山岳や渓谷の景観を基本にした地域です。

また、谷部や山腹に、ある程度まとまった市街地や集落、小農地、河川等がみられます。



【 鬼怒沼 】

② 平家の郷ゾーン

このゾーンは、「平家の落人の里」として知られる湯西川や川俣の温泉街と、川俣湖周辺を含んだ地域です。

この2つの温泉街は、俗世間から隔離された隠れ郷的なロケーションにあります。それぞれの温泉街は、湯西川や鬼怒川沿いにホテルなどが建ち並び、渓谷や山並みなどの自然景観と建造物が融合した景観を形成しています。特に、湯西川沿いの一部では、昔ながらの茅葺屋根の建物が残り、情緒ある景観を形成しています。

また、川俣湖周辺は、元来保有する豊かな自然 景観に加えて、ダム建設による人造湖により新し く生まれた、人の手による造形と自然による造形 の融合した景観を形成しています。



【 平家大祭と古民家 】

③ 奥日光ゾーン

このゾーンは、男体山の噴火によりできた中禅 寺湖やラムサール条約登録湿地である奥日光の 湿原周辺を含んだ地域です。

このゾーンは、既に自然公園法による厳しい規制により手厚く自然景観が保護されています。奥日光の湿原は、広大な湿原の背景に雄大な山並みと一体となった景観を形成しています。

また、中禅寺湖及び湯の湖沿岸の一部にはホテルなどの観光商業施設が建ち並び、湖や背景の雄大な山並みと一体となったリゾート景観を形成しています。



【 男体山と中禅寺温泉街 】

④ 世界遺産ゾーン

このゾーンは、世界遺産「日光の社寺」とその 門前町として栄えてきた日光地域の中心市街地 である通称東町・西町地区周辺を含んだ地域です。

日光東照宮をはじめとする世界遺産「日光の社 寺」の華麗な建築物と周辺の杉木立とが見せる荘 厳な景観とともに、背景にある雄大な山並み、と うとうと流れる大谷川や神橋との調和など、日光 市を代表する景観を形成しています。

また、このゾーンの街道沿いの家並みの中には、 日光総合支所庁舎やJR日光駅舎などの歴史及 び景観上貴重な建築物が残されているほか、往時 の面影をしのばせる景観を形成しています。



【神 橋】

⑤ 鬼怒川・川治湯の郷ゾーン

このゾーンは、鬼怒川や男鹿川沿いに17世紀末から続く伝統的な温泉地である鬼怒川温泉や川治温泉の市街地と、五十里湖や八汐湖などの人造湖や全国渓谷百選の一つ龍王峡などの渓谷及び周辺を含めた地域です。

この2つの温泉街は、多くの時の経過に培われて生まれた鬼怒川や男鹿川の渓谷美と、その渓谷美に育まれながら人がつくりあげた街並みが一体となった景観を形成しています。

また、五十里湖や八汐湖は元来保有する豊かな 自然景観に加えて、ダム建設による人造湖により 新しく生まれた、人の手による造形と自然による 造形の融合した景観を形成しています。



【 鬼怒川の清流と温泉街 】

⑥ 産業遺産ゾーン

このゾーンは、日本の近代化と産業化に大き く貢献した足尾銅山を取り巻く市街地とその 周辺を含んだ地域です。

このゾーンでは、銅山の坑道跡や製錬所などの多くの産業遺産とともに、道路用鉄橋では日本で最も古いものの一つである古河橋(明治23年)など貴重な歴史的建造物が残され、往時をしのばせる景観を形成しています。



【 古河橋 】

(2) 平地区域

① 田園ゾーン

このゾーンは、大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地であり、日光連山などの山並みと身近な背景に田園が広がる景観を基本にした地域です。

また、田園に包まれるように、ある程度まとまった市街地や集落及び平地林が点在しています。



【田園と日光連山】

② 市街地ゾーン

このゾーンは、日光市の東南部の比較的市街化の進んだ、田園に包まれた地域です。

このゾーンでは、田園風景も数多く残っていますが、市街地整備などにより道路や公園等の公共施設が整備され、住宅等の建築物も集積した都市景観を形成しています。また、その家並みの背景には雄大な日光連山などの山並みを見ることができます。



【 市街地の家並みと日光連山 】

③ 杉並木ゾーン

このゾーンは、日光・例幣使・会津西の3つの 街道沿いに植えられた約13,000本の杉並木 を中心とした地域で、文化財保護法などに基づく 杉並木の保全地域です。

このゾーンは、宿場町として栄えてきた歴史を持っていますが、残念ながら今の街並みに宿場町の面影は残っていません。しかし、街道沿いに杉の巨木が立ち並ぶ荘厳な木立のトンネルは、聖域である「日光の社寺」へと誘うゲート空間として軸となる景観を形成しているとともに、有り余る存在感を醸し出しています。

なお、日光杉並木は、日本で唯一、特別史跡と 特別天然記念物の二重指定を受ける貴重な文化 遺産であり、世界一長い並木道としてギネスブッ クにも載っています。



【日光杉並木】

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

日光市は市域の大部分が自然公園(日光国立公園、尾瀬国立公園、前日光県立自然公園)や自然環境保全地域(袈裟丸山、湯西川)に指定されており、世界的に誇れる自然 景観を有しております。

その他にも、平成11年には「日光の社寺」の世界遺産登録、さらに平成17年11 月には「奥日光の湿原」のラムサール条約への登録など、景観保全に積極的に取り組ん でおります。

以上のことから、日光市における景観計画区域は市内全域とします。

また、景観計画区域は、景観特性から次頁の「図1 景観計画区域及び景観計画重点 区域」に示すとおり、9つのゾーンに区分します。

2. 景観計画重点区域

景観計画区域のうち、日光市を象徴する景観などを有し、良好な景観の保全・形成が必要と思われる地区で、制限等に関して地域住民との合意形成が図られた区域を景観計画重点区域とします。

「日光市の景観特性」や「日光市における景観への取り組み」から、平成20年3月 に世界遺産ゾーンのうち、以下の地域を「世界遺産区域」として、景観計画重点区域に 指定しました。

- 〇 世界遺産「日光の社寺」を抱える山内地区
- 豊かな自然景観とともに市街地の安全を支えてきた稲荷川地区
- 〇 山内地区の門前町として栄えてきた東町及び西町地区

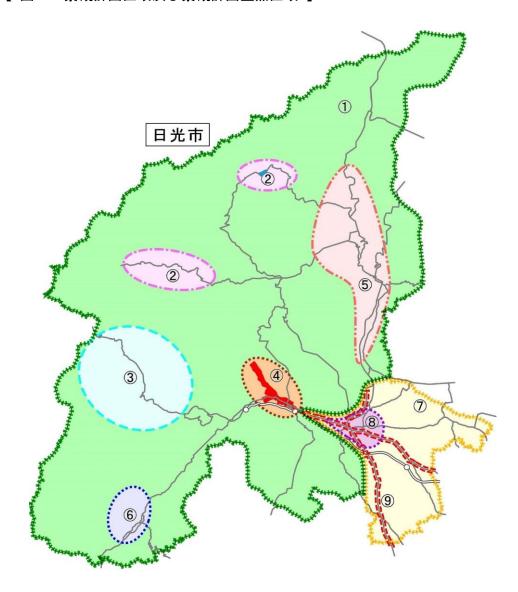
世界遺産区域の区域及び地区区分の詳細に関しては「図4 景観計画重点区域〔世界遺産区域(建築物等)〕」に示すとおりとします。

また、湯西川温泉の入口に位置し、観光客が多く訪れる「湯西川温泉湯平地域」について、地域住民における良好な景観づくりへの取り組みを促す目的をして、景観計画重点区域に指定します。(平成26年4月追加指定)

(湯西川温泉湯平区域の範囲については、「図3 景観計画区域〔湯西川温泉湯平区域〕」)

なお、景観計画重点区域は新たに指定できるものとします。今後は、日光市を象徴する景観などを有し、きめ細やかなルールによる景観形成が必要と思われる地区で、地域 住民等との合意形成が図られた区域を順次指定していくものとします。

【 図 1 景観計画区域及び景観計画重点区域 】



凡 例 ■ 景観計画区域ゾーン区分 ■ 景観計画重点区域 山地区域 世界遺産区域 〔地区区分等に関しては 緑のゾーン………① 図4参照〕 平家の郷ゾーン……2 湯西川温泉湯平区域 [区域の範囲に関しては 奥日光ゾーン……3 図3参照] 世界遺産ゾーン……④ ■ その他 鬼怒川・川治湯の郷ゾーン…⑤ 行 政 界 産業遺産ゾーン………⑥ ⇒ 日光宇都宮道路 \$0000g 平地区域 主要道路 (国道・主要地方道等) 田園ゾーン………⑦ 市街地ゾーン……8 杉並木ゾーン………9

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観に対しての基本姿勢

日光市の景観においては、世界遺産に代表される「日光の社寺」や日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受ける「日光杉並木」などの後世に伝えるべき「歴史・文化」や、その歴史・文化を培ってきた舞台であり、背景でもある日光連山、足尾山地、大谷川や鬼怒川などの「自然環境」が景観の基盤になっています。

さらに、「来訪者は日光市に何を求めて訪れるのか?」というと、「日光杉並木や世界遺産に代表される歴史的な文化」や「奥日光などの豊かな自然環境」を観るためであることは疑いようがありません。

しかしそれだけでは求めているものの一部でしかありません。もし観るだけであれば写真などで充分であるはずなのに、実際には数多くの人が時間とお金をかけて訪れています。その人達が求めている残りの部分は、観ることだけでは得られない「聴・香・触・味」の感覚です。そして「五感(観・聴・香・触・味)」で景を体感することで、「景観(観るけしき)」から「景感(こころに感じるけしき)」に変わります。来訪者はこの「景感」を求めて訪れているのです。

そのような「景感 (こころに感じるけしき)」づくりにより、熱烈な日光のファンを生み、数多くのリピーターや新たな住民を生むことになり、日光の活性化にもつながります。 以上から、日光における景観に対しての基本姿勢として以下のとおり定めます。

- 歴史・文化や自然環境を活かした景観づくり
- 観るけしきから感じるけしきづくり

【 図 2 景感のイメージ 】

【歴 史】

・聖域で聞こえる時の鐘や伝統 行事などの音

【自 然】

・水の流れる音、風の音や風に そよぐ木々の音

【くらし】

・観光商業地などでのにぎわい の音

等

廳

【歴 史】

・歴史的建造物の木の香りや聖 域に漂う線香などの香り

【自 然】

・豊富な木々、温泉や雨上がり などの香り

【くらし】

・日光八景にもあるような炊煙 (生活)の香り

等

【歴 史】

・聖域での凛とした空気、伝統 行事、落人伝説や産業遺産な どにふれる

【自 然】

清らかな水、新緑などのみど りや風の流れなどにふれる

【くらし】

・地域の人や商店の人などの人 とのふれあい

【歴 史】

・修験者の携帯食とされていた と言われる湯波などの味

【自 然】

・豊かな自然環境がつくりだす おいしい水や空気などの味

【くらし】

・極めれば極めるほど奥が深い 「蕎麦」などの味

- 2. 景観計画区域における景観形成の方針 景観計画区域における景観形成の方針を以下のとおり定めます。
- (1) 景観計画区域全域における共通の景観形成の方針
 - 日光の社寺などで培われてきた歴史景観の継承・活用
 - 足尾銅山などの地域の歴史・文化を支えてきた産業遺産の保全・活用
 - 〇 地域の文化が育んできた祭りなどの伝統行事の伝承・活用
 - 日光連山や足尾山地などの雄大で奥行きのある眺めの保全・創出
 - 湯の郷やくらしの場を包む豊かなみどりの保全・育成
 - 中禅寺湖、大谷川や鬼怒川などの清らかな水辺景観の保全・活用
 - 国際観光文化都市にふさわしい市街地等景観の保全・創出
 - 周辺環境に調和したまとまりのある集落景観の保全・創出
- (2) ゾーン別における景観形成の方針

《山地区域(①~⑥)》

- ① 緑のゾーン
 - 背景の山並みや河川などの自然環境と調和した山あい(集落)景観の保全
 - 屋外広告物などの適切な誘導による、周辺の自然環境と調和した沿道景観 の創出
- ② 平家の郷ゾーン
 - 鬼怒川や湯西川の渓谷や背景の山並みと調和し、受け継がれてきた伝説を 感じさせる温泉地景観の創出
 - 自然の力と人の手による造形が融合した水辺景観の創出
- ③ 奥日光ゾーン
 - 中禅寺湖や背景の山並みと調和し、培われてきた歴史·文化を活かしたリゾート景観の創出
 - 湯の湖や背景の山並みと調和し、趣のある温泉地景観の創出

④ 世界遺産ゾーン

- 〇 世界遺産「日光の社寺」の華麗な建造物と周辺の杉木立が一体となった歴 史的景観の保全
- 世界遺産「日光の社寺」の門前町を感じさせる街並みの創出

⑤ 鬼怒川・川治湯の郷ゾーン

- 鬼怒川や男鹿川の渓谷や背景の山並みと調和し、にぎわいのある温泉地景 観の創出
- 龍王峡や五十里湖など、自然の力と人の手による造形が融合した水辺景観の保全・創出

⑥ 産業遺産ゾーン

- 足尾銅山による光と影を物語る産業遺産の保全・活用
- 〇 往時をしのばせる歴史的・文化的資源の保全・活用

《平地区域 (7~9)》

- ⑦田園ゾーン
 - 男体山や鶏頂山などの雄大で奥行きのある眺めの保全
 - 平地林や田園などの自然環境に包まれた田園 (集落) 景観の保全

⑧ 市街地ゾーン

- 〇 背景となる日光連山への眺めを確保するとともに、自然環境に調和した市 街地の保全・創出
- 生活の拠点としてふさわしい統一感と魅力ある都市景観の創出

9 杉並木ゾーン

- 世界遺産「日光の社寺」へ誘うゲート空間として日光杉並木の保全・活用
- 〇 旧街道(日光街道・例幣使街道・会津西街道)の宿場町をしのばせる沿道 景観の創出

3. 景観計画重点区域における景観形成の方針 景観計画重点区域における景観形成の方針を以下のとおり定めます。

[1] 世界遺産区域における地区毎の景観形成の方針

(1) 山内地区

- 聖域を体感できる、荘厳さや神秘性のある空間の保全 連綿と守られてきた聖域を体感できる、荘厳さや神秘性のある空間を 保全します。
- 世界遺産地区にふさわしい品格のある空間の形成 世界遺産を抱える地区として、聖域の持つ厳かな雰囲気を損なわない だけではなく、品格のある空間の形成を図ります。
- 世界遺産地区にふさわしい誘導サインの形成 世界遺産地区としての厳かな雰囲気と調和した誘導サインの形成を図 ります。

(2) 稲荷川地区

- 稲荷川流域の自然景観の保全 世界遺産「日光の社寺」を抱く稲荷川の渓畔林や山腹の樹林景観を保 全します。
- 稲荷川流域の自然景観と歴史的景観との調和と魅力の維持 豊かな自然景観と市街地の安全を守ってきた砂防施設の調和と魅力の 維持を図ります。
- 砂防施設及び流域景観を望む視点場の創造 稲荷川の歴史のシンボルである砂防施設とその流域景観を望む視点場 を創造します。
- 世界遺産地区の後背地にふさわしい誘導サインの形成 世界遺産地区の後背地としてふさわしい誘導サインの形成を図りま す。

(3) 東町地区

- 門前町を感じさせる、風格とにぎわいのある街並みの創造 聖域の門前町として、まちづくりのテーマである「祭(いのり)のま ち」を目標に、歩きたくなるように、風格とにぎわいのある街並みを創 造します。
- 日光への期待感を抱かせるゲート空間の演出 非日常空間への入口として杉並木によるゲート性を活かして、日光へ の期待感を抱かせる演出を行います。
- 〇 往時をしのばせる歴史的・文化的資源の活用 金谷ホテル、JR日光駅や日光総合支所庁舎などの日光地域の歴史や 文化を物語る資源を活かし、往時を感じさせます。
- ふれあいを感じさせる歩行者ネットワークの形成 日光地域の歴史や文化などとふれあえるウォーキングトレイルルート を形成し、歩きたくなるような雰囲気づくりを行います。

(4) 西町地区

- 聖域への期待感を抱かせるゲート空間の演出 旧田母沢御用邸及び周辺の樅木立によるゲート性を活かして、聖域へ の期待感を抱かせる演出を行います。
- 門前町をしのばせる、にぎわいと品格のある街並みの形成 聖域の門前町として、歩きたくなるように、にぎわいや品格のある街 並みを形成します。
- 往時を感じさせる街並みの保全と活用 職人町であった歴史や、受け継がれてきた文化を活かし、往時を感じ させます。
- ふれあいを感じさせる歩行者ネットワークの活用 日光地域の歴史や文化にふれあえるウォーキングトレイルルートを活 かして、歩きたくなる雰囲気づくりを行います。

[2] 湯西川温泉湯平地域における景観形成の方針

- ○平家の歴史を感じさせる荘厳な雰囲気の保全 平家の伝説と長い歴史が残る山あいの神秘的な雰囲気を保全します。
- ○豊かな自然に恵まれた湯の郷、秘湯としての魅力の維持 都市部から離れた癒しの秘境として、魅力ある空間の形成を図ります。
- ○落ち着きのある、くつろぎを感じさせる街並みの創造 豊かな自然を擁し、調和のとれた落ち着きのある「和」の街並みを創 造します。
- 〇湯平地域独自の「明かり」による品格のある照明の演出 竹の宵まつり、かわあかりなど、独自の「明かり」を大切にし、湯平 ならではの照明を演出します。

【 図3 景観計画重点区域〔湯西川温泉湯平区域の範囲〕 】



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

1. 景観計画区域における行為の制限等

景観計画区域(景観計画重点区域を除く。)における大規模建築物等に関する届出対象行為や行為の制限に関する事項は以下のとおりです。

なお、以下の「届出対象行為」及び「行為の制限に関する事項」以外に、『文化財保護法』 及び『自然公園法』等による制限を受ける箇所もあります。

[1] 届出対象行為

○ 一定の基準を超える高さや建築面積の建築物

	区分	届出対象の建築物	
		も高	建築面積
初士計画	商業地域	31m超	2, 000 ㎡超
│ 都市計画 │ 区 域	上記以外の用途地域	20m超	1,500 ㎡超
	用途地域以外の地域	13m超	1, 000 ㎡超
都市計	画区域以外の地域	ISM框	1,000 1112旦

○ 一定の基準を超える高さや築造面積の工作物

項目		届出対象の工作物	
□ 切 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	高	築造面積	
さく、塀、垣(生垣を除く。)、擁壁等	5m超		
煙突、排気塔等			
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等			
記念塔、電波塔、物見塔等	1 Ε ±π		
高架水槽、冷却塔等	15m超	_	
広告塔、広告板等			
彫像、記念碑等			
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又	20m超		
は空中線の支持物	ZUM地		
観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設			
アスファルトプラント等の製造施設			
ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設	15m超	1, 000 ㎡超	
自動車車庫の用に供する施設			
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			

○ 一定の基準を超える面積の開発行為

都市計画法に規定する開発行為で、当該行為の土地の区画の面積が3,000㎡を超えるもの。(ただし、都市計画事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行として行う開発行為を除く。)

[2] 行為の制限

区	分	基 準
基本	本的事項	1 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。2 大規模行為を行う土地について、自然公園法、都市計画法等に基づく施策又は県が定める景観形成に関する施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。3 見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。
	位置 及び 規模	 1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。 4 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。 5 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 6 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	形態 及び 意匠	1 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。 2 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。 4 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
大規	色彩	1 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。 2 地域の特性に配慮した色彩とすること。
模建築物	材料	1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
	敷地の 緑化	1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	その他	 1 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。 2 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 3 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。 4 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 5 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

区分		基準
	位置 及び 規模	1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。2 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。4 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。5 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	形態 及び 意匠	1 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 2 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はそ の歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
大	色彩	地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。
規模工作	材料	1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
物	敷地の 緑化	1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	その他	1 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。2 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。3 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。4 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。
開発行	土地の 形状及 び緑化	1 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。2 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。3 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
為	その他	優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図る こと。

2. 景観計画重点区域における行為の制限等

景観計画重点区域における建築物等に関する届出対象行為及び行為の制限に関する事項 は以下のとおりです。届出を行う場合には、事前相談をお願いします。

なお、以下の「届出対象行為」及び「行為の制限に関する事項」以外に、『文化財保護法』 及び『自然公園法』等による制限を受ける箇所もあります。

[1] 届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画 形質の変更で次の基準に該当するもの
 - ・当該行為に伴い生ずる切土の高さが2mを超えるもの又は盛土の高さが1mを超 えるもの
- 木竹の伐採で次の基準に該当するもの
 - 伐採面積が1,000㎡を超えるもの
 - ・樹高10m以上のもの又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える もの

[2] 行為の制限

- (1) 世界遺産区域
- ① 山内地区〔図4参照〕

区 分		基準
	建築物等の 高さ	・ 高さ13m以下
建造物	建築物等の 意匠・素材 ・素材	 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと 屋根の形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰系色又は黒色であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない 壁面は木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則として白系色、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰系色であること
	その他	・ 道路から容易に望見できる部分の窓ガラスの内側に貼られている広告物等は必要最小限とし、意匠及び色彩等が周囲の景観を損ねないものとする・ 太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュールやフレームが黒又は、濃紺色等かつ、低反射の目立たないものとする

② 稲荷川地区〔図4参照〕

稲荷川地区においては、「① 山内地区」の行為の制限に準じるものとします。

③ 東町·西町地区〔図4参照〕

Σ	<u>S</u> 分	基準
	道路等から の建築物の 外壁の後退	・下記の道路 ^{※1} 境界から1.0m以上壁面後退するものとする
	建築物等の 高さ	 ・建築物は、
建造	建築物等の 意匠・色彩 ・素材	・和風を基調とし、その形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとする ・屋根の形状は切妻(平入り)、寄棟、入母屋などとする ・下記の道路 ^{※1} に面するファサード ^{※2} の連続性を演出するために、壁面には付け庇や付け柱などの工夫を行うものとする ・3階建て以上の場合は、歩行者空間における圧迫感を軽減させるための工夫を行うものとする ・屋上に設置される装飾塔等については、建築物本体と調和のとれたものとする
物	建築設備等 の位置及び 形態	 高架水槽、冷却塔等の建築設備や駐車場等の付帯施設については、 道路等から容易に望見される位置に露出しないものとする やむを得ず露出する場合には、周囲の景観と調和のとれたものとするか、目隠し等の工夫を行うものとする 太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュールやフレームが黒又は、濃紺色等かつ、低反射の目立たないものとする
	共同住宅等 のアンテナ	・共聴アンテナとする
	植栽	・良好な景観を形成するため敷地内空地の植栽等を行う
	その他	・自動販売機等は、周囲の景観と調和のとれたものとするか、目隠し等の工夫を行うものとする ・道路から容易に望見できる部分の窓ガラスの内側に貼られている広告物等は必要最小限とし、意匠及び色彩等が周囲の景観を損ねないものとする
自	土地の形質 の変更	・ 変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする
然	木竹の伐採	・樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木の伐採はしない ・ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる 植栽を行う

※1 下記の道路:国道119号、国道120号、県道栗山日光線、御用邸正門前通り〔図3 景観計画重点区域〔世界遺産区域(建築物等)〕参照〕

※2 ファサード:建築物等の正面の外観や「顔」となる部分のこと。

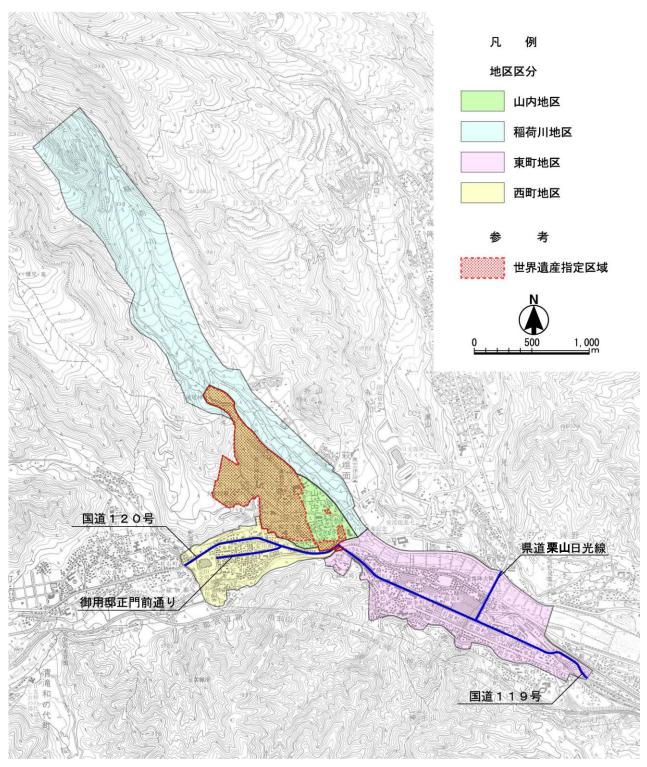
(2) 湯西川温泉湯平地域〔図3参照〕

湯西川温泉湯平地域は全域が日光国立公園内に位置し、第二種特別地域に指定されていることから、自然公園法の規制もあります。

区 分	基準
道路等から の建築物の 外壁の後退	・主要利用道路から極力後退するものとする
建築物等の 高さ	 ・建築物は、 13m以下 (宿舎については25m以下) ・建築物以外の工作物は、 13m以下 ・建築物に設置される工作物(アンテナを除く。)は、 13m以下 ・アンテナについては、建築物から 7m以下 ・敷地境界等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設ける場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする
建築物等の 意匠・素材 ・素材	・和風を基調とし、その形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとする・屋根の形状は切妻(平入り)、寄棟、入母屋などの勾配屋根とする・屋根の勾配は10分の2以上、色彩は黒またはこげ茶色であることただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合や、増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りではない・壁面は木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること県道に面するファサード ^{※1} の連続性を演出するために、壁面には付け庇や付け柱などの工夫を行うものとする・3階建て以上の場合は、歩行者空間における圧迫感を軽減させるための工夫を行うものとする屋上に設置される装飾塔等については、建築物本体と調和のとれたものとする
建築設備等 の位置及び 形態	・高架水槽、冷却塔等の建築設備や駐車場等の付帯施設については、道路等から容易に望見される位置に露出しないものとする ・やむを得ず露出する場合には、周囲の景観と調和のとれたものとするか、目隠し等の工夫を行うものとする
共同住宅等 のアンテナ	・共聴アンテナとする
植栽	・良好な景観を形成するため敷地内空地の植栽等を行う ・県道黒部西川線沿いに関しては、除雪の妨げとならないものであること
その他	・自動販売機、空調室外機等は、周囲の景観と調和のとれたものとするか、目隠し等の工夫を行うものとする・道路から容易に望見できる部分の窓ガラスの内側に貼られている広告物等は必要最小限とし、意匠及び色彩等が周囲の景観を損ねないものとする
土地の形質 の変更	・変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする
木竹の伐採	・樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木の伐採はしない ・ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う
	道の外建建意建の共の植当道の外大等等集全生の一大大等全地の大か物後等等会せ大大

※1 ファサード:建築物等の正面の外観や「顔」となる部分のこと。

【 図4 景観計画重点区域〔世界遺産区域(建築物等)〕 】



第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

景観計画重点区域においては、景観形成に関する総合的な取り組みを必要とします。したがって、当該地区の景観形成の方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

景観計画重点区域を除く景観計画区域においては、「日光市屋外広告物条例」の制限等を準用するものとします。

- 2. 景観計画重点区域における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - [1]世界遺産区域
 - ① 山内地区〔図5参照〕

高 さ ・ 6 m 以 下 か つ 軒 高 以 下 ・ ワンポイントマーク : 無制限 3 m゚以 内	
壁 ^{山 1} 倶 ┃	全
面 色 彩 · 発光塗料不可	
告 位置等 ・ 開口部への掲出不可 ・ 建築物からのはみ出し不可	
基数 ・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上	
その他・ 光源は白色系で点滅不可とする。	
高 さ ・ 6 m以下 かつ 軒高以下	
壁	
字 ・ 最大幅 壁面から1 m以内 道路への突出不可	
告 色彩 ・ 発光塗料不可	
物 基 数 ・ 1基/有効壁面	
その他 ・ 光源は白色系で点滅不可とする。	
屋上広告板 禁 止	
屋上広告塔	
高 さ ・ 3m以下	
敷 地 面積 表裏各1面	
内 後退距離 ・ 道路から1m以上	
告 色彩 ・地色 : こげ茶、文字 : 白・黒	
板 基 数 • 1基/敷地	
その他・ 光源は白色系で点滅不可とする。	
敷地内広告塔 禁 止	

区分		基準			
野立広告板		・ 禁止(誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可)			
野立広告塔		・ 禁止(誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可)			
	高さ	· 3m以下			
置	面積	• 最大面積 1.5 m ³ 以内/面 6 m ³ 以内/基			
き看	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。			
植板	色 彩	· 発光塗料不可			
	基数	・ 2基以内/敷地			
	その他	・ 光源は白色系で点滅不可とする。			
の	高さ	· 3m以下			
ぼり	面積	・ 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面			
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)			
公	色 彩	・ 発光塗料不可			
共)	位置等	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、相互間 距離を6m以上とする。			
	高さ	· 3m以下			
のぼり	面積	• 最大面積 1.5 m ³ 以内/面 表裏各1面			
り旗 (民間)	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)			
	色 彩	· 発光塗料不可			
	位置等	道路へ突き出さないこと。2本以内/敷地			
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。			
電柱広告		· 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ 掲出可)			

② 稲荷川地区〔図5参照〕

稲荷川地区においては、「① 山内地区」の行為の制限に準じるものとします。

③ 東町·西町地区

a. 東町沿道商業エリア〔図5参照〕

区分			基
	高	خ	• 6 m以下 かつ 軒高以下 • ワンポイントマーク : 無制限
	面	積	・ 最大面積 :有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ・ ワンポイントマーク: 1 ㎡以内
壁	色	彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
面広告	位置	登等	・ 開口部への掲出不可 ・ 建築物からのはみ出し不可
物	基	数	・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上
	その)他	・出来るだけ天然素材を用いる。・過度な照明は不可とする。・自然木等の場合を除き概ね方形とする。・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
	高	さ	・ 6m以下 かつ 軒高以下
	面	積	・ 最大面積 1. 5 m ³ 以内/面 3 m ³ 以内/基
壁面突	出	幅	・ 最大幅 壁面から1m以内 道路への突出不可
出	色	彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
広	基	数	· 1基/有効壁面
物	その)他	出来るだけ天然素材を用いる。自然木等の場合を除き概ね方形とする。整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。広告物は両面表示とする。
屋	上広台	5板	禁 止
屋	上広台	5塔	禁 止
	高	さ	· 6m以下
	面	積	· 最大面積 3 ㎡以内/面 表裏各1面
敷	後退	距離	・ 道路から1m以上
地内広告板	色	彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	基	数	· 1基/敷地
	その)他	出来るだけ天然素材を用いる。光源の点滅不可とする。自然木等の場合を除き概ね方形とする。整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。広告板は両面表示とする。
敷地	敷地内広告塔		禁 止

区分		基準
野立広告板		・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可)
野	立広告塔	・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可)
	も高	• 3 m以下
置き	面積	・ 最大面積 1. 5 m ³ 以内/面 6 m ³ 以内/基
看	位置	・ 道路へ突き出さないこと。
板	色彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	基数	• 2基以内/敷地
の	や信	· 3 m以下
ぼり物	面積	最大面積 1.5 m 以内/面 表裏各1面
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
公	色彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
共	位置等	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する 1 対 (2本)を除き、 相互間距離を 6 m以上とする。
	高さ	· 3 m以下
のぼ	面積	・ 最大面積 1.5 m以内/面 表裏各1面
り	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
旗	色彩	・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
民間)	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、 相互間距離を6m以上とする。
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
電柱広告		・ 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したも ののみ掲出可)

b. 東町住居エリア〔図5参照〕

区分			基準
壁面	高	خ	• 6 m以下 かつ 軒高以下 • ワンポイントマーク : 無制限
	面:	積	. 最 大 面 積 : 有 効 壁 面 当 た り 5 ㎡ 以 内 。 ただし、1建築壁面につき 5 ㎡以内 ワンポイントマーク∶ 1 ㎡以内
広告	位置	等	· 開口部への掲出不可 · 建築物からのはみ出し不可
物	基	数	・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上
	その	他	· 出来るだけ天然素材を用いる。 · 過度な照明は不可とする。
壁	高	さ	・ 6m以下 かつ 軒高以下
面突	面	積	最大面積 1.5 m 以内/面3 m 以内/基
出広	出	幅	・ 最大幅 壁面から1m以内 道路への突出不可
告	基	数	• 1基/有効壁面
物	その	他	・ 出来るだけ天然素材を用いる。
屋	上広告	板	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
屋	上広告	塔	禁 止
	高	さ	· 6m以下
敷 地 内	面	積	• 最大面積 3 m 以内/面 表裏各 1 面
広	後退距	⋾離	・ 道路から1m以上
告	基	数	• 1基/敷地
板	その他		・出来るだけ天然素材を用いる。
			・光源の点滅不可とする。
	地内広告		禁止
	野立広告板		・禁止(誘導案内を目的とし、日光市の許可した
野	立広告		・禁止(誘導案内を目的とし、日光市の許可した
置	高	さ	· 3 m以下
き看		積	・ 最大面積 1.5 m ³ 以内/面 6 m ³ 以内/基
板	位	置	・ 道路へ突き出さないこと。
	基	数	• 2基以内/敷地

	区分	基準
のげ	高さ	· 3 m以下
ぼり旗	面積	最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
公 共)	その他	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、 相互間距離を6m以上とする。
o	高さ	· 3 m以下
ぼり	面積	・ 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
(民間)	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。 ・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する 1 対 (2本)を除き、 相互間距離を 6 m以上とする。
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
Ī	電柱広告	・ 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したも ののみ掲出可)

c. 西町沿道商業エリア〔図5参照〕

	区分	基 準
	高さ	・ 6 m以下 かつ 軒高以下 ・ ワンポイントマーク : 無制限
	面積	.最大面積 :有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ワンポイントマーク∶1㎡以内
壁面	色彩	・ 発光塗料不可 ・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
広告	位置等	・ 開口部への掲出不可 ・ 建築物からのはみ出し不可
物	基数	・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上
	その他	・出来るだけ天然素材を用いる。・光源は白色系で点滅不可とする。・自然木等の場合を除き概ね方形とする。・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
	高さ	・ 6m以下 かつ 軒高以下
	面積	最大面積 1.5 m以内/面3 m以内/基
壁	出幅	・ 最大幅 壁面から1m以内 道路への突出不可
面突出	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
出広	基数	· 1基/有効壁面
冶告物	その他	 出来るだけ天然素材を用いる。 光源は白色系で点滅不可とする。 自然木等の場合を除き概ね方形とする。 整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。 広告物は両面表示とする。
屋	上広告板	禁 止
屋	上広告塔	禁 止
	高さ	· 5m以下
	面積	· 最大面積 3 ㎡以内/面 表裏各 1 面
また	後退距離	・ 道路から1m以上
敷地内広告板	色彩	・ 地色:こげ茶、文字:白・黒 ・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	基数	· 1基/敷地
	その他	 出来るだけ天然素材を用いる。 光源は白色系で点滅不可とする。 自然木等の場合を除き概ね方形とする。 整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。 広告板は両面表示とする。
敷:	地内広告塔	禁 止

区分		基準
野	立広告板	・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
野	立広告塔	・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
	高さ	· 3m以下
置	面積	最大面積 1.5 m³以内/面6 m³以内/基
き	位 置	・ 道路へ突き出さないこと。
看 板	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	基数	• 2基以内/敷地
	その他	・ 光源は白色系で点滅不可とする。
၈	高さ	· 3 m以下
ぼり	面積	最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
(公共)	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み·山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
\Box	位置等	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、相互間 距離を6m以上とする。
	高さ	· 3 m以下
のぼ	面積	・ 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
IJ	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
旗(足	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
民間)	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。 ・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、相互間 距離を6m以上とする。
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
i	電柱広告	· 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ 掲出可)

d. 西町住居エリア〔図5参照〕

区分			基準
壁	高	5	・ 6 m以下 かつ 軒高以下 ・ ワンポイントマーク : 無制限
	面	積	. 最大面積 : 有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ワンポイントマーク:1㎡以内
面広	色	彩	• 発光塗料不可
告物	位置	置等	· 開口部への掲出不可 · 建築物からのはみ出し不可
	基	数	・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上
	そ0	の他	· 出来るだけ天然素材を用いる。 · 光源は白色系で点滅不可とする。
	高	さ	・ 6 m以下 かつ 軒高以下
壁面	面	積	・ 最大面積 1. 5 m ³ 以内/面 3 m ³ 以内/基
突出	出	幅	・ 最大幅 壁面から1m以内 道路への突出不可
広	色	彩	• 発光塗料不可
告物	基	数	· 1基/有効壁面
190	その他		出来るだけ天然素材を用いる。光源は白色系で点滅不可とする。
屋	上広台	き板	禁止
屋	上広台	5塔	禁 止
	高	さ	· 5 m以下
敷地	面	積	· 最大面積 3 ㎡以内/面 表裏各1面
内	後退	距離	・ 道路から1m以上
広	色	彩	・ 地色:こげ茶、文字:白・黒
告板	基	数	· 1基/敷地
1/X	その他		・ 出来るだけ天然素材を用いる。 ・ 光源は白色系で点滅不可とする。
	地内広		禁 止
	野立広告板		・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
野	<u>立広告塔</u>		・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
	高	5	· 3 m以下
置き	面	積	最大面積 1.5 m以内/面 6 m以内/基
看	位	置	・道路へ突き出さないこと。
板	色	彩	・ 発光塗料不可
	基	数	· 2基以内/敷地
	その	り他	・ 光源は白色系で点滅不可とする。

	区分	基準
のぼり	高さ	· 3m以下
	面積	・ 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
公	色彩	• 発光塗料不可
共	その他	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、 相互間距離を6m以上とする。
	高さ	· 3 m以下
のぼ	面積	・ 最大面積 1.5 m ³ 以内/面 表裏各1面
り	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
旗	色彩	• 発光塗料不可
民間)	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。 ・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、 相互間距離を6m以上とする。
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
Ē	電柱広告	· 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)

【 図 5 景観計画重点区域〔世界遺産区域(屋外広告物)〕 】 凡 例 地区区分 山内地区 稲荷川地区 東町地区 西町地区 エリア区分 東町沿道商業エリア 東町住居エリア 西町沿道商業エリア 西町住居エリア 1, 000 m

[2] 湯西川温泉湯平区域〔図3参照〕

区分		基準
	高さ	• 2階軒下以下 かつ 6m以下 • ワンポイントマーク : 無制限
	面積	・最大面積 :有効壁面当たり5㎡以内。 ただし、1建築壁面につき5㎡以内 ・ ワンポイントマーク∶1㎡以内
壁面	色彩	・ 発光塗料不可 ・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
広告	位置等	・ 開口部への掲出不可 ・ 建築物からのはみ出し不可
物	基数	・ 1 基/ 1 建築壁面 ・ ワンポイントマーク : 同上
	その他	出来るだけ天然素材を用いる。光源は白色系で点滅不可とする。自然木等の場合を除き概ね方形とする。整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。
	高さ	・ 6 m以下 かつ 軒高以下
	面積	最大面積 1.5 m³以内/面3 m³以内/基
壁	出幅	・ 最大幅 壁面から1m以内 道路への突出不可
面突出	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
広	基数	・ 1基/有効壁面
告 物	その他	出来るだけ天然素材を用いる。光源は白色系で点滅不可とする。自然木等の場合を除き概ね方形とする。整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。広告物は両面表示とする。
屋	上広告板	禁 止
屋	上広告塔	禁止
	高さ	· 6m以下
	面積	・ 最大面積 3 m ³ 以内/面 表裏各1面
敷	後退距離	道路から1m以上
地内	色彩	・ 地色:こげ茶、文字:白・黒 ・ 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
広	基数	· 1基/敷地
告 板	その他	・出来るだけ天然素材を用いる。・光源は白色系で点滅不可とする。・自然木等の場合を除き概ね方形とする。・整った街並み景観を創り出すため広告物の周囲に枠又は縁取り等を設ける。・広告板は両面表示とする。
敷」	地内広告塔	禁止
	立広告板	・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)
野	立広告塔	・ 禁止 (誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可)

区分		基準
置	高さ	· 3 m以下
	面積	最大面積 1.5 m³以内/面6 m³以内/基
*	位 置	・ 道路へ突き出さないこと。
看 板	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み·山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	基数	• 2基以内/敷地
	その他	・ 光源は白色系で点滅不可とする。
の	単み	· 3 m以下
ぼり	面積	- 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
旗	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
(公共)	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
\odot	位置等	・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、相互間 距離を6m以上とする。
	高さ	• 3 m以下
のぼ	面積	・ 最大面積 1.5 m³以内/面 表裏各1面
IJ	表示期間	・ 1月以内(自己の営業所等に設置するものに限り3月以内)
旗(民間)	色彩	· 発光塗料不可 · 街並み·山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調とする。
	位置等	・ 道路へ突き出さないこと。・ 敷地又は建築物の出入り口に設置する1対(2本)を除き、相互間 距離を6m以上とする。
	その他	・ 営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
Ī	電柱広告	・ 禁止(巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ 掲出可)

第5章 その他の事項の指定の方針等

1. 景観計画区域内における景観重要建造物等の指定の方針等

歴史・文化・くらしを伝え、地域において景観形成の核となる景観資源として、地域住 民により認識されている建造物を対象として、景観重要建造物の指定の方針を設定します。

また、地域住民により地域のシンボルとして認識されている樹木を対象として、景観重要樹木の指定の方針を設定します。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行います。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物とは、外観の景観上の特徴が、次のいずれかに該当するものとします。

- ・外観が伝統的様式や技法で建造され、地域の歴史・文化・くらしが感じられるもの
- ・周辺景観の核となり、街並みの雰囲気を醸し出しているもの
- ・建造された時代の特徴が感じられるもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木とは、樹木であって、樹容が次のいずれかに該当するものとします。

- ・由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が景観上優れているもの
- ・市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定等の基本的考え方

日光市の景観形成上、特に重要な景観資源である道路、河川及び公園等の公 共施設を景観重要公共施設に位置づけし、公共施設管理者等との協議により、 地域の良好な景観形成にふさわしい整備を推進すると共に、整備に関する事項 や占用許可等の基準を定めます。

3. 重要空間の指定の方針

人が目にする景観とは、建物等の単体による景観ではなく、建物や道路等の街並みと、 背景の山並みや空、そこで暮らす人や行われている行事などを含めたものです。

以上から、重要空間とは、人が目にする景観を構成する項目である「建造物」、「屋外広告物」、「自然」、「公共施設」や「くらし」等を単体で捉えるのではなく、人の目に映るものを総合的に捉える特別な空間として、次のいずれかに該当する地区を指定します。

- ・「日光の歴史や文化を象徴し将来に引き継ぐべき空間」や「世界遺産を有する都市にふさわしいにぎわいの空間」などで、「目標とする景観」や「理想とするイメージ」がすでに確立されている地区
- ・日光の景観におけるモデル地区として「目標とする景観」を確立し、育成していく地区